

2024年4月

日本獣医臨床病理学会 正会員各位

日本獣医臨床病理学会
会長 米澤智洋

日本獣医臨床病理学会 臨時総会について

謹啓

会員の皆様におかれましてはご健勝のことと拝察申し上げます。

下記議案について審議をお願いしたく、オンラインによる臨時総会を開催いたします。ZOOMによるオンライン参加の他、委任状の提出、議決権の行使を選択いただけますので、下記をご参照下さい。

会員の皆様にはご面倒をお掛けいたしますが、何卒ご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

日本獣医臨床病理学会 臨時総会（オンライン）

期 日：2024年5月13日(月) 13:00～

会 場：オンライン = 参加方法は別紙をご参照下さい。

議 案：

第1号議案 日本獣医臨床病理学会 法人化について

※上記資料は 5月1日（水）に本学会ホームページに掲載予定です。

<https://www.jsvcp.jp/documents/reference20240513.pdf>

1) 委任状提出・議決権行使の場合

下記フォームにアクセスの上、必要事項を入力して送信ボタンを押してください。締め切り：5月10日(金) 17:00

<https://form.run/@tasp-UxS4GLYqlCJ91wLH37US>



2) オンライン参加される場合

●事前準備

- ・PCの場合：下記URLよりZoomアプリをインストールしてください。
https://zoom.us/download#client_4meeting
- ・スマートフォン/iPadの場合：Zoomアプリをインストールしてください。

Android版



iphone/iPad版



●参加方法・参加時の諸注意

- ・ <https://us06web.zoom.us/j/6962059921> にアクセスし、パスコード: 0313 を入力してご参加ください。
- ・ アカウント名は必ずご本人のお名前でご登録ください。不明なアカウント名の場合、本人確認させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 会議中はマイク・カメラをオフにしてください。
- ・ 質問は、チャット欄に氏名をご記入の上、投稿してください。
- ・ 決議は投票にて行います。

その他、ご不明な点等ございましたら当学会事務局へご連絡ください。

日本獣医臨床病理学会・事務局
〒174-0051 東京都板橋区小豆沢2-9-19
TEL：03-5916-0180
FAX：03-5916-0181
E-MAIL: info@jsvcp.jp

日本獣医臨床病理学会 臨時総会資料

議事

第1号議案 日本獣医臨床病理学会法人化について

令和6年5月13日(月) 13:00

WEBにて

【第1号議案】

2024年5月13日
日本獣医臨床病理学会会長
米澤智洋

日本獣医臨床病理学会 法人化について

これまで長らくの間、法人格（一般社団法人）の必要性について理事会で議論してきました。当学会の今後の発展を企図するにあたり、法人格の取得が必要と考えます。詳細は下記をご覧ください。この議案で、当学会の法人化を進めることを会員の皆様にご承認いただきたく、ご審議をお願いいたします。本議案をお認めいただければ、会長・副会長が事務局および行政書士とともに事務的な作業をすすめ、設立時総会（2024年10月を予定）にて設立時役員（理事・監事）および社員の選出と、定款の内容をご審議いただきたいと考えています。なお本議案は、理事会の承認を得ていることを申し添えます。

法人化することのメリット：

- ・学術団体として社会的信頼性を担保しつつ、活動運営していくことができる。
- ・法人名義の口座開設や法人名での契約が可能となるため、社会的信用を得やすい。
- ・農水省による専門性認定団体の要件に「法人格を有すること」と記されている。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-18.pdf>

- ・協賛企業などへのインボイス発行も円滑に実施できる。
- ・資産を法人名義で取得・登記できるため、権利関係が明確になる。
- ・代表者が変更したり、死亡したりした場合の煩雑な手続きやトラブルを避けられる。
- ・公益認定を受けて、公益法人となることができる。

法人化することのデメリット：

- ・法人化すること自体に費用が発生する
（山西行政書士に見積り済み：¥285,600～417,600）
- ・法人運営に関して、法律上の規制を受けるため、従来よりも柔軟な団体運営ができない。
- ・法人税や税務管理が必要になり、税理士に依頼する必要がある。

これまで／これからのスケジュール案：

2024年

- 3月 理事会：理事会方針の決定、移行希望日（2024/7/1）を決定
- 4月 理事会：本議案承認
- 5月 臨時総会：法人化方針の審議。本日承認されれば、後の工程は以下の通り
- 6月 設立時役員・社員の選出、定款の推敲（山西行政書士と）
- 10月 総会：設立時役員・社員、定款の審議。承認されれば、後の工程は以下の通り

2025年

- 3月 任意団体から新設法人へ事業の譲渡
- 5月 法人の総会および旧任意団体の決算報告

--- 以上 ---